

香川県耐震改修促進計画（第三次計画）の概要

1 計画策定の背景

平成7年に阪神・淡路大震災が発生し、新耐震基準以前に建てられた建築物の被害が甚大であったことから、建築物の耐震化を促進することを目的として同年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。法では、国が基本方針を示し、都道府県は耐震改修促進計画を策定することが義務付けられたことから、本県では、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震等による建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減するため、平成19年3月に香川県耐震改修促進計画（第一次計画）を策定し、耐震改修を促進させるための施策を総合的に進めてきた。

2 これまでの経緯

- 平成19年3月 法に基づき香川県耐震改修促進計画（第一次計画）策定
※耐震化率の目標を国の基本方針に合わせ、平成27年度の耐震化率の目標を住宅・建築物ともに90%に設定
- 平成23年3月 住宅の耐震化に対する支援制度に関する事項を追加
- 平成23年10月 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に対する支援制度に関する事項を追加
- 平成25年11月 法の改正に伴い、耐震診断が義務付けられた大規模建築物への支援制度に関する事項を追加
- 平成26年4月 地震時に相当多数の人の円滑な避難のため確保すべき避難路を指定し、沿道建築物の耐震診断を義務付け、診断結果の公表に関する事項を追加
- 平成26年9月 防災拠点建築物を指定し、耐震診断を義務付け、診断結果の公表に関する事項を追加
- 平成28年10月 大規模建築物の耐震診断の結果を公表
- 平成28年12月 香川県耐震改修促進計画（第二次計画）策定
※耐震化率の目標を住宅は90%、建築物は95%に設定するとともに、第一次計画での対象施設（多数の者が利用する建築物のうち防災拠点施設となる庁舎、警察署や避難者の収容施設などの災害時に重要となる施設）に加え、第二次計画では、新たに3階以上かつ延べ面積1,000m²以上のホテル、旅館、診療所、物販店舗、飲食店、劇場等の建築物を対象とした。

3 現状と課題

(1)住宅・建築物の耐震化状況

①住宅の耐震化率の推移

(単位：%)

	H15	H20	H25	H30
耐震化率	64	72	75	82

②建築物の耐震化率の推移

(単位：%)

建築物の用途	H27 年度末	H30 年度末	R 2 年度末
災害対策本部等の災害応急対策指導・実行、情報伝達施設等（国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等）	85	89	93（148棟/160棟）
学校（小学校、中学校）	100	100	100（445棟/445棟）
学校（高等学校、大学等）	92	97	98（254棟/258棟）
体育館（一般公共の用に供されるもの）	81	84	87（46棟/53棟）
老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの	96	97	98（306棟/313棟）
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	94	96	98（212棟/217棟）
病院、診療所	69	76	80（163棟/205棟）
公営住宅、改良住宅等	91	96	97（316棟/327棟）
ホテル、旅館	73	76	81（118棟/145棟）
百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗等	63	76	77（74棟/96棟）
劇場、集会場、博物館、図書館等	78	85	89（75棟/84棟）
飲食店等	83	83	86（25棟/29棟）
ボーリング場その他これらに類する運動施設	65	67	75（9棟/12棟）
全体の耐震化率	88	92	93（2,191棟/2,344棟）

(2)南海トラフを震源とする大規模な地震による被害想定

想定大規模地震	想定震度階	死者数	建物被害（全壊）
南海トラフ地震（L2）	5強～7	6,200人	35,000棟

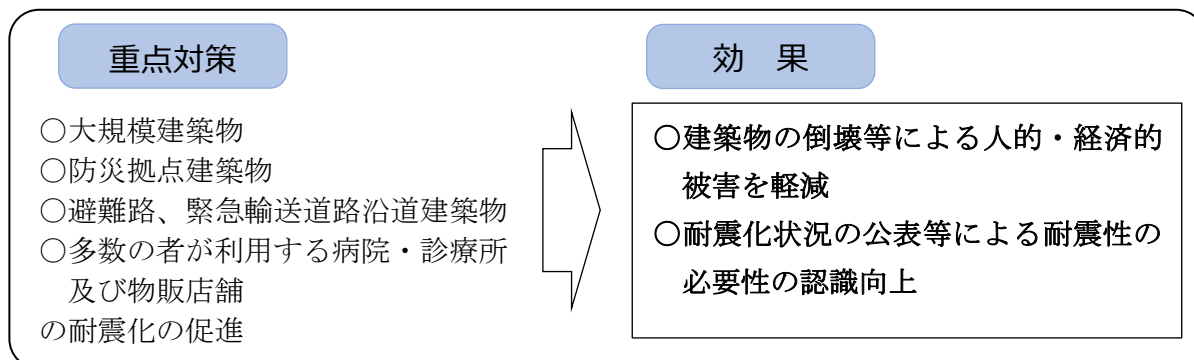
(平成25年8月に公表した「香川県地震・津波被害想定」による)

平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の揺れが連続して発生し、約4万3千棟の住家が全半壊するなど大きな被害を受けた。その後も、同年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震などが発生するなど、本県でも、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくない状況であり、旧耐震基準による住宅や建築物の耐震化の必要性が再認識されるとともに、耐震化を総合的かつ計画的に促進することが重要である。

4 第三次計画の概要

(1) 基本方針

耐震化率が比較的低い、病院・診療所及び物販店舗のほか、大規模地震発生時において、倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する防災拠点建築物及び避難路、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を重点的に進める。



(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(3) 耐震化率の目標（案）

- 住宅については、現状の耐震化の進捗状況を踏まえ、今後、市町と連携して地域における普及啓発の強化を図り、耐震化を加速化させることにより、令和7年度末の耐震化率の目標を91%に設定する。
- 多数の方が利用する建築物については、平成27年度末からの5年間の耐震化の上昇率や現在の耐震改修工事や建替え等の実施状況を踏まえ、第二次計画と同程度に耐震化が進捗すると想定し、令和7年度末の目標耐震化率を97%に設定する。
- また、国の基本方針では、耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震化率の目標が示されたことから、この対象となる病院やホテルなど不特定多数の方が利用する一定規模以上の大規模建築物や、県が指定している避難所となる集会所などの防災拠点建築物については、令和7年度末までに全ての施設で耐震化が図られる予定であり、令和7年度末の目標耐震化率を100%に設定する。

さらに、緊急輸送道路のうち、県が指定している避難路の沿道建築物については、令和2年度末の耐震化率が伸び悩んでいることから、倒壊した場合に前面道路を全閉塞する規模のものから重点的に耐震化に取り組むことを目指し、令和7年度末の目標耐震化率を50%に設定する。

対象建築物	耐震化率		目標値（令和7年度末）	
	全国平均	香川県	国	香川県
①住宅	87% ^{※1}	82% ^{※1}	95%	91%
②多数の者が利用する建築物	未公表	93.5% ^{※2}	—	97%
③大規模建築物	74% ^{※2}	82.6% ^{※2}	おおむね解消	100%
④防災拠点建築物		76.9% ^{※2}		100%
⑤避難路沿道建築物		24.2% ^{※2}		50%

※1 平成30年末、※2 令和2年度末

5 耐震診断及び耐震改修の促進をはかるための取組み（施策）

（1）耐震化を促進するための支援策

- ・民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等への間接補助
- ・避難路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助

（2）耐震化を促進するための環境整備や普及・啓発等

- ・相談窓口の設置および運営
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・県民向けの耐震対策講習会や建築士による無料相談会の定期的な開催
- ・人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断の講習会や耐震改修工法の普及

（3）その他の安全対策

- ・ブロック塀の安全対策の指導
- ・窓ガラス、外装材、広告塔等落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ・大規模空間に架かる天井脱落防止対策や、建築設備や家具の転倒防止対策
- ・エレベーターやエスカレーターの地震対策の指導